

今帰仁村国土強靱化地域計画

令和5年3月

今帰仁村

—目次—

第1章	今帰仁村国土強靱化地域計画とは	-1-
1-1	国土強靱化地域計画の背景	-1-
1-2	国土強靱化地域計画策定の趣旨	-1-
1-3	計画の位置付けと対象とする区域	-2-
1-4	計画の構成	-4-
1-5	計画期間	-5-
第2章	本村の地域特性と予想される災害	-7-
2-1	地域特性	-7-
2-2	予想される災害リスク	-11-
第3章	基本的な考え方	-19-
3-1	基本目標	-19-
3-2	事前に備えるべき目標	-19-
3-3	地域強靱化を推進する上での基本的な方針	-19-
第4章	脆弱性評価（と重要課題の整理）	-23-
4-1	評価の枠組み及び手順	-23-
4-2	事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	-24-
4-3	脆弱性評価の実施	-26-
4-4	脆弱性評価のポイント	-26-
第5章	推進すべき施策の推進方針	-29-
5-1	リスクシナリオごとの施策の推進方針	-29-
5-2	個別分野ごとの施策の推進方針	-66-
第6章	計画推進の方策	-77-
6-1	計画の推進体制	-77-
6-2	計画の進捗管理	-77-
6-3	計画の見直し	-77-
	参考資料：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	-79-

第1章 今帰仁村国土強靱化地域計画とは

1-1 国土強靱化地域計画の背景

国土強靱化とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行うものである。

わが国では、これまでも地理的及び自然的な特性ゆえに、多くの自然災害による被害を受けており、規模の大きな災害であるほど、多くの尊い人命が奪われ、かつ、莫大な経済的・社会的及び文化的損失を被り続けてきた。こうした状況の中、未曾有の大災害となった東日本大震災により、改めて自然災害の脅威を思い知らされることとなり、それ以降においても地震・大雨・台風等による被害は、年々甚大なものとなる傾向をたどっている。さらに、今後も気候変動に伴う台風の大型化や短時間豪雨の発生頻度の増加が懸念されるとともに、南海トラフ巨大地震を始めとした、これまでに経験したことのない大規模災害の発生も懸念されている。

1-2 国土強靱化地域計画策定の趣旨

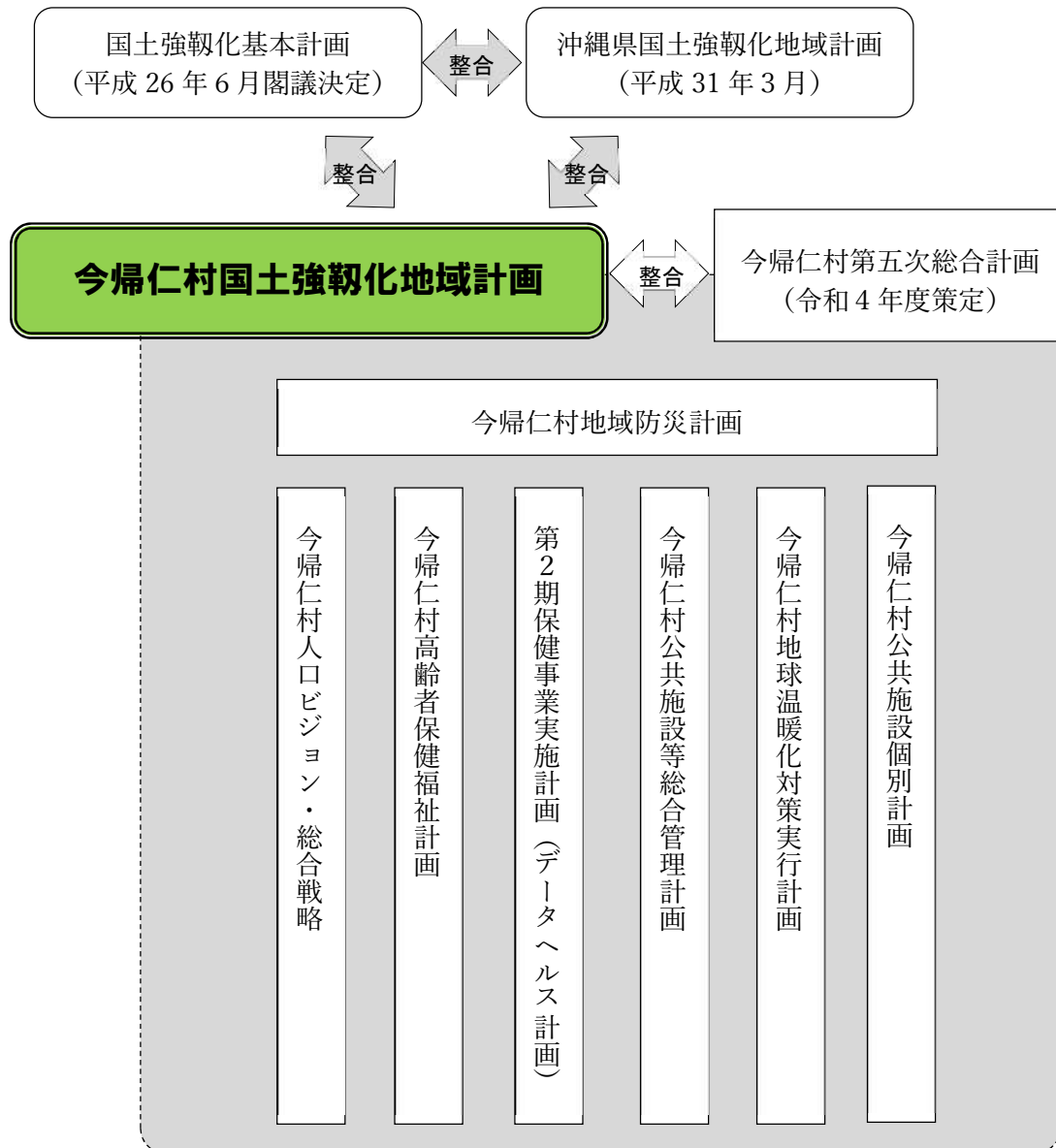
国では、事前防災、減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するために、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）（以下「基本法」という。）」を公布・施行し、平成26（2014）年6月に国土強靱化基本法第10条の規定に基づく国土強靱化基本計画を閣議決定した上で策定した。また、平成28（2016）年熊本地震等の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成30（2018）年12月には策定後約5年が経過し計画の見直し時期を迎えたことから、計画の見直しを実施している。また、沖縄県では、これまでに「沖縄21世紀ビジョン基本計画」との整合を図り、国土強靱化地域計画については、平成31（2019）年3月に「沖縄県国土強靱化地域計画」を策定した。

このような背景を踏まえ、今帰仁村（以下「本村」という。）においても、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、村民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する“強靱な今帰仁村”をつくりあげる必要がある。そのため、本村においても基本法に基づく国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、本村の国土強靱化に関する指針として、今帰仁村国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

1-3 計画の位置付けと対象とする区域

(1) 計画の位置づけ

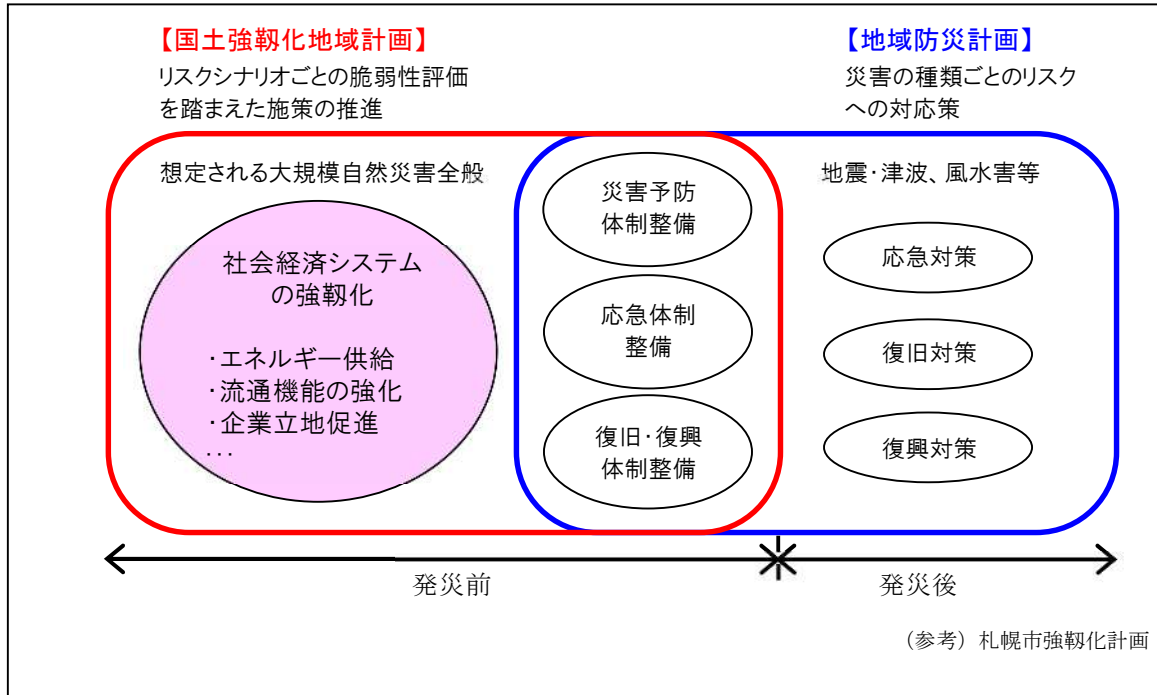
本計画は、基本法第13条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本村における他の計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本法第14条の規定により基本計画との調和が保たれたものとするとともに、「今帰仁村第五次総合計画」との整合を図るものとする。



図一本計画の位置付け

(2) 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震・津波や風水害等の災害から村民の生命・身体財産を保護することを目的として、村や防災関係機関が行うべき災害予防対策災害応急対策、災害復旧・復興対策について定めたものであり、主に発災時と発災後の対策を対象とした計画である。一方で国土強靱化地域計画は、主に発災前の施策を対象とし、あらゆるリスクを想定したうえで最悪な事態を回避できるような「強さ」と「しなやかさ」を持った社会経済システムを事前に構築していくための計画である。



出典：国土強靱化地域計画ガイドライン第7版・基本編（令和2年6月）を参考に作成

図一 地域防災計画との関係

(3) 対象とする区域

本計画の対象区域は今帰仁村全域を基本とし、今帰仁村が主体となる取組を中心に扱うが、大規模自然災害による広域的な被災を念頭に置き、地域の強靱化に必要な国や県、民間事業者、関係団体や村民等との連携や役割分担も考慮した内容とする。

(4) 対象とする災害（リスク）

災害（リスク）は、村域に甚大な被害を与えることが想定される大規模自然災害として、地震、津波及び風水害（豪雨、台風、河川氾濫、高潮、土砂災害、竜巻等）を対象とする。

1-4 計画の構成

本計画における計画の構成は以下のとおりである。

第1章：今帰仁村国土強靱化地域計画とは

計画策定の背景、趣旨、計画の位置付け、期間等について整理している。

第2章：本村の地域特性と予想される災害

本村の地域特性を踏まえ、予想される災害リスク等を整理している。

第3章：基本的な考え方

本計画における基本理念、基本目標、対象とする災害等について整理している。

第4章：脆弱性評価（と重要課題の整理）

事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定したうえで、脆弱性評価として、担当課へのヒアリングにより、それぞれの「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、本村が実施している又は実施予定の事業を整理し、本村の国土強靱化に向けた課題の整理をしている。

参考資料：脆弱性評価結果

第4章において実施した脆弱性評価結果について整理している。

第5章：推進すべき施策の推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野を設定したうえで、各施策分野における推進方針・施策を整理している。その際、重点施策を設定し、それら分野・施策の進捗管理を行うため、KPI（重要業績評価指標）を設定・整理している。

第6章：計画推進の方策

本計画の推進に向けて、上位・関連計画等との見直しと整合、本計画の見直し、積極的な事業の推進のための取組等について整理している。

1-5 計画期間

計画期間：令和5（2023）年度～令和14（2032）年度

計画期間については、今帰仁村第五次総合計画（令和5年度～令和14年度）と整合を図り、目標年次は令和14（2032）年度とする。なお、今帰仁村総合計画の改定と合わせて本計画についても改定を実施する。さらに、国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画等の動向も踏まえ、適宜見直しを行う。

第2章 本村の地域特性と予想される災害

2-1 地域特性

(1) 自然的条件

ア 位置及び地勢

本村は、沖縄本島の北部、本部半島の北東部及びその北東約 1.5km の古宇利島からなり、県都那覇市から北へ約 85km の位置にある。南東部は名護市、西部は本部町に隣接し、北部は東シナ海に面している。

村の南側は、乙羽岳（標高 275.4m）を中心に、山並みがほぼ東西に延びており、その山麓から北及び東に向かって緩傾斜地となり、さらに平坦地が広がり、耕作地は集落を中心に広がっている。

河川は、村の中央部を呉我山から仲宗根を通り東シナ海へと注ぐ大井川（二級河川）と今帰仁城跡の東側を流れる志慶真川（普通河川）がある。その他 4 本の普通河川があり、いずれも南から北方向へと流れ東シナ海へ注いでいる。

イ 面積

本村の面積は、本島部 36.76km²、古宇利島が 3.17km²で総面積が 39.93km²となっている。

ウ 気象

本村は、琉球列島における亜熱帯海洋性気候に属し、夏のはじめに「夏至南風」（カーチーベ）や、秋から冬にかけて「新北風」（ミーニシ）の季節風が吹き始める。春から夏にかけて、「小満苦種」（スーマンボースー）といわれる沖縄地方の梅雨がある。この梅雨が明けると台風期に入る。

今帰仁村に近い名護観測所の過去20年間（平成13年～令和2年）の気象状況は、以下のとおりであり、年間降水量は平均2,149.0mm、日最大降水量は平均183.8mmとなっている。

また、同期間中の年平均気温は平均22.9℃、年最高気温は平均34.1℃、年最低気温は平均8.4℃となっている。

月平均降水量は 100mm 以下になることはほとんどなく、降水は年間を通してみられ、特に 5 月中旬から 6 月下旬にかけての梅雨時期と、8 月を中心とする台風期によってもたらされる雨量が多く、農作物への影響も降水量によって大きく左右される。

[表] 過去 20 年間の気象状況

区分 年別	降水量 (mm)		気温 (°C)			風向・風速 (m/s)			日照
	年間 合計	日最大	年平均	最高	最低	平均 風速	最大		時間 (h)
							風向	風速	
平成 13 (2001)	2176.5	100.5	22.9	34.3	8.5	3.6	南西	22.5	1707.0
14	2007.0	216.0	22.6	33.4	7.3	3.8	北	30.1	1775.2
15	1530.0	132.0	22.9	34.5	7.9	3.8	西	29.9	1827.4
16	2149.0	202.0	22.8	34.0	8.1	3.9	北北西	26.4	1860.0
17	1736.5	100.5	22.5	34.0	7.6	4.0	北西	16.3	1669.2
18	2324.5	172.5	23.0	34.9	9.1	3.7	南	21.0	1679.0
19	2510.5	265.0	22.9	33.8	8.9	3.8	南東	28.8	1784.3
20	1418.5	61.0	22.8	33.8	7.7	3.4	南南西	15.0	1837.3
21	1653.5	121.5	22.9	35.1	7.9	3.6	北北東	14.4	1855.1
22	2527.5	148.0	22.7	33.4	7.3	3.8	西北西	33.5	1538.0
23	2115.5	377.5	22.4	34.3	8.4	3.8	南	36.2	1566.1
24	2753.0	159.0	22.5	33.4	9.5	4.0	北西	32.2	1512.2
25	1694.0	95.0	22.8	34.7	9.0	3.8	西	19.7	1841.0
26	2848.0	379.0	22.5	34.4	9.0	3.8	南南東	27.0	1738.9
27	1595.0	222.5	23.1	33.9	7.7	3.8	南	24.1	1740.4
28	2280.0	150.0	23.6	34.1	5.5	3.7	南南東	17.1	1773.7
29	2068.0	231.5	23.1	34.9	10.1	3.6	西北西	18.4	1760.1
30	2325.0	170.5	23.0	33.0	8.0	3.9	南東	25.3	1844.5
31/ 令和元	2600.0	134.0	23.4	34.1	10.3	3.8	南	20.3	1657.4
令和 2 (2020)	2667.5	238.0	23.2	34.6	9.8	3.8	南	22.0	1700.8
平均	2149.0	183.8	22.9	34.1	8.4	3.8		24.0	1,733.4

資料：沖縄気象台（名護）

(2) 社会的条件

ア 人口

村の現在の人口は平成27年国勢調査で約9.5千人であり、5年前から約3.0%増加している（県全体の人口伸び率（約2.9%）を僅かに上回っている）。

また、平成27年の高齢化率（65歳以上人口÷総人口）は、28.1%と県平均19.6%を上回り、村内では平成17年の25.7%と比べると着実に人口の高齢化は進んでいる。

[表] 人口

項目	今帰仁村（人）				沖縄県（人）			
	平成17年	平成22年	平成27年	伸び (H22-H27)	平成17年	平成22年	平成27年	伸び (H22-H27)
総人口	9,476	9,257	9,531	1.030	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1.029
男性	4,708	4,597	4,794	1.042	668,502	683,328	704,619	1.031
女性	4,768	4,660	4,737	1.017	693,092	709,490	728,947	1.027
65歳以上	2,434	2,457	2,677	1.090	218,897	240,507	278,337	1.157
高齢化率	25.7%	26.5%	28.1%	—	16.1%	17.4%	19.6%	—

資料：国勢調査

イ 住居状況

平成27年における本村の住居状況別の世帯数と構成比は、以下のとおりであり、一戸建が最も多く全体の86.2%を占めている。共同住宅は3～5階建（6.3%）、1・2階建（4.9%）となっており、6階建以上はない。

[表] 住居状況

	一戸建	長屋建	共同住宅 1・2階建	共同住宅 3～5階建	共同住宅 6階建以上	その他	住宅に住む 一般世帯数
世帯数 (世帯)	2,971	86	170	216	0	5	3,448
構成比 (%)	86.2	2.5	4.9	6.3	0.0	0.1	100.0

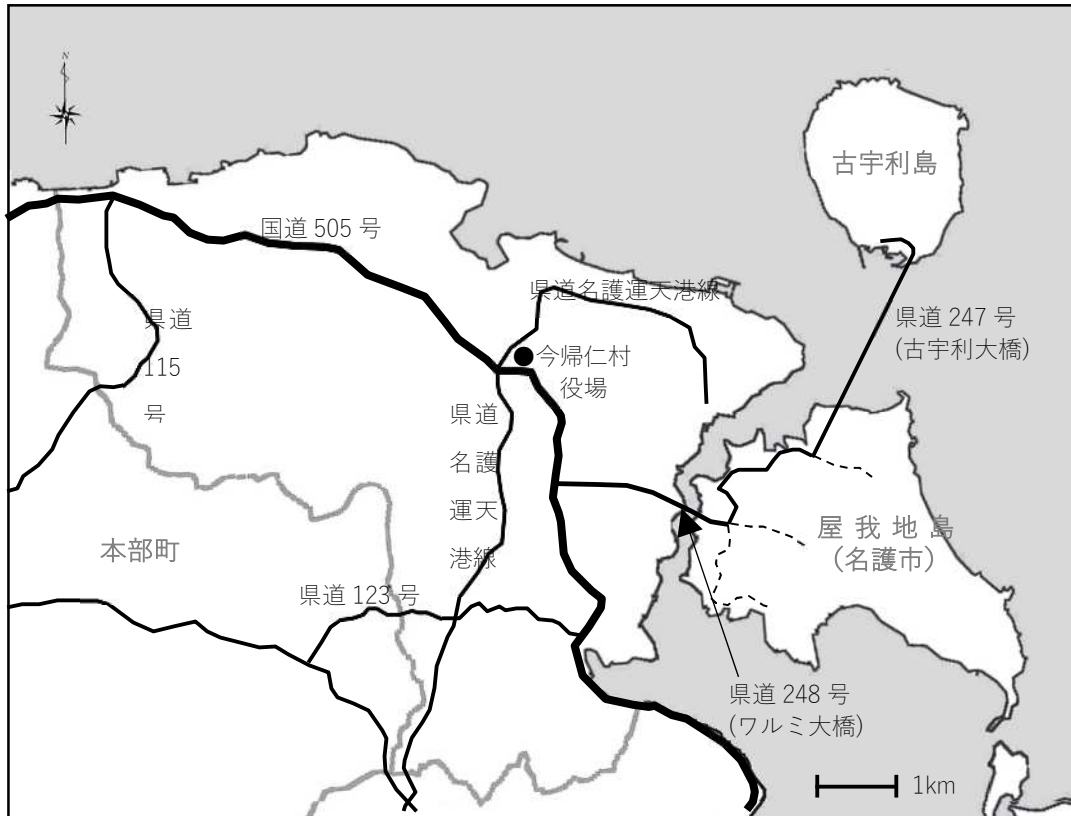
資料：平成27年国勢調査

ウ 交通事情

本村には、国道505号と主要地方道の県道名護運天港線、県道115号、県道123号が主要幹線道として通っており、その他村道及び農林道により形成されている。

平成17年2月に古宇利架橋、平成22年12月のワルミ架橋の開通に伴い、村内の交通利便性は格段に向上した。

[図] 道路図



2-2 予想される災害リスク

予想される災害について、今帰仁村地域防災計画（第1編総則）より整理する。

(1) 台風災害の想定

ア 台風

「沖縄県地域防災計画」を参考に、大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本村においても同規模の災害を想定する。

1) 昭和32年(1957年)台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年(1957年)9月25日、26日
最大風速	47.0 m/s (那覇)
最大瞬間風速	61.4 m/s (那覇)
降水量	70.7 mm (那覇、25日~26日)
死傷者・行方不明者	193名 (うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

2) 昭和41年(1966年)台風第18号 コラ (第2宮古島台風)

襲来年月日	昭和41年(1966年)9月5日
最大風速	60.8 m/s (宮古島)
最大瞬間風速	85.3 m/s (宮古島)
降水量	297.4 mm (宮古島、3日~6日)
死傷者・行方不明者	41名 (うち死者1名)
住宅全半壊	7,765戸

3) 平成15年(2003年)台風第14号 マエミー

襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日
最大風速	38.4 m/s (宮古島)
最大瞬間風速	74.1 m/s (宮古島)
降水量	470.0 mm (宮古島、10日~12日)
死傷者・行方不明者	94名 (うち死者1名)
住宅全半壊	102棟 (うち全壊19棟)

イ 河川のはん濫(浸水想定)

村内において、重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)として、大井川が指定されている。

ウ 高潮（浸水想定）

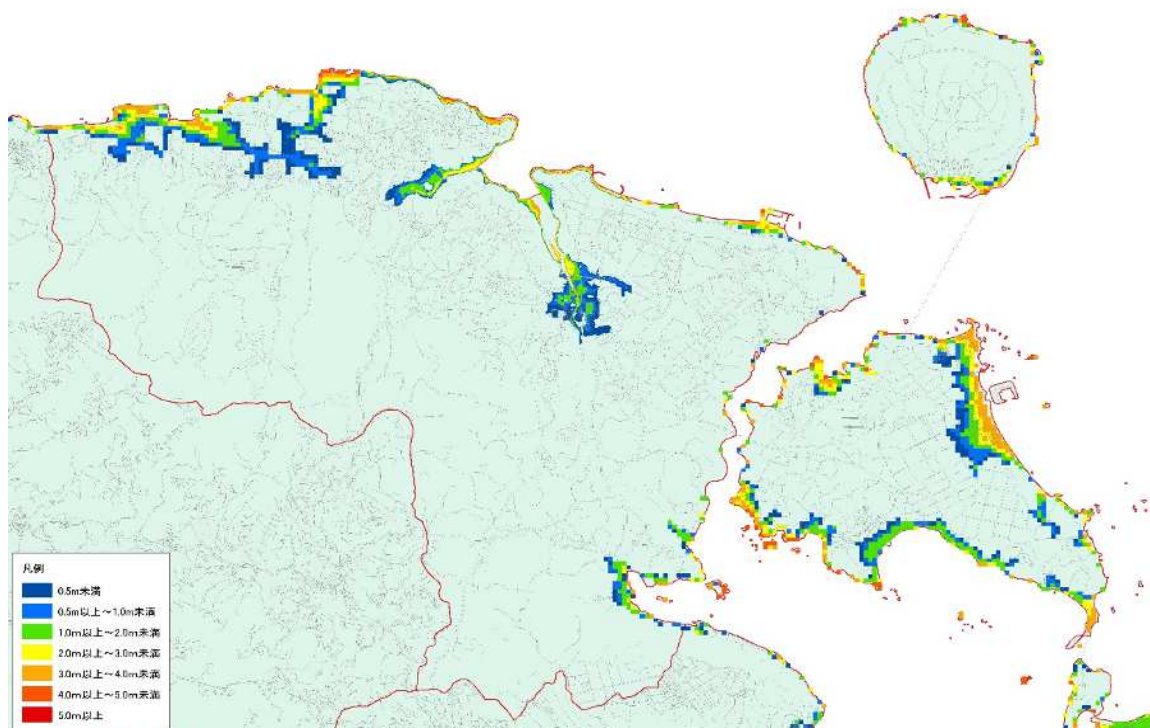
本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、沖縄県津波・高潮調査（平成 18・19 年）高潮浸水区域を予測している。

■高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸によって広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

資料：沖縄県地域防災計画

■高潮浸水予測図



資料：平成 18 年度沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書

エ 土砂災害

本村にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は 23 箇所となっている。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

(2) 地震・津波の災害想定

ア 地震災害の想定

「沖縄県地域防災計画」の策定に資するため調査された「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成 21 年)」による被害想定調査結果を参考に、今帰仁村の地震・津波災害を想定する。

1) 沖縄本島南西沖地震

① 想定地震

沖縄本島に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南西沖を震源とする地震に関する想定を行う。沖縄本島南西沖の海域には近年地震活動があまり発生していない、いわゆる「地震の空白域」が存在している。この地域では、地盤のひずみがかなり蓄積されている可能性があることから地震の規模は琉球海溝で発生した最大規模の地震であるマグニチュード (M= 8.0) とする。

② 予測結果の概要

ア) 地震動の予測

沖縄本島南西沖地震 (M= 8.0) により、沖縄本島南部、周辺離島の一部などの沖積低地を中心に、震度6弱の揺れとなる。また、本島南部の全域と本島中部及び周辺諸島の大半は震度5弱から震度5強となり、本村のある本島北部及び宮古島地域などでは震度4程度の揺れが予想される。

イ) 液状化危険度の予測

■地震動・液状化による建物被害予測 (今帰仁村)

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率(%)	中破率(%)	被害率(%)
木造建物	884	6	66	39	0.680	7.423	4.392
RC系建物	1,625	0	1	1	0.000	0.064	0.032
S系建物	128	0	1	1	0.000	0.896	0.489
その他建物	335	0	0	0	0.000	0.000	0.000
全構造集計	2,972	6	68	41	0.203	2.279	1.343

資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成 22 年 3 月)」

2) 直下型地震の想定

ある特定の断層モデルに基づいて被害想定を実施すると、土の断層からも離れている市町村では、比較的軽微な被害しか想定されていない。しかし、現実にはどの市町村も直下型地震の震源になる可能性は否定できない。

そこで、本村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定し、その場合に生じる被害を予測する。

① 想定地震

本村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

② 予測結果の概要

本村の直下で地震が発生し、良好な地盤で震度5強程度の地震動が生じることを想定した被害予測結果を参考とする。

ア) 地震動の予測

マグニチュード 6.5、断層上端の深さ 10km により、良好な地盤で震度5強程度を想定する。

イ) 液状化危険度の予測（被害棟数）

本村では、大井川河口周辺や海岸部とその他の一部に軟弱な沖積層による地盤が形成されていることから、その周辺では液状化による危険性が高いものと予想される。

■地震動・液状化による建物被害予測（今帰仁村）

	存在棟数	大破棟数	中破棟数	被害棟数	大破率 (%)	中破率 (%)	被害率 (%)
木造建物	884	197	370	382	0.680	7.423	4.392
RC系建物	1,625	74	42	95	0.000	0.064	0.032
S系建物	884	197	370	382	0.680	7.423	4.392
その他建物	335	23	7	27	0.000	0.000	0.000
全構造集計	2,972	299	430	514	10.054	14.476	17.291

資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成22年3月)」

ウ) 人的被害の予測

■ 人的被害の予測 (基盤一定入力: M=6.5、上限深さ 6.6km)

	被害棟数	死者数	負傷者数	救出現場数	要救出者数	要後方医療 搬送者数	避難者数
今帰仁村	515	8	73	7	2	7	938
本部町	817	10	113	12	4	1	1,608
名護市	3,238	15	407	49	17	41	6,617

資料:「沖縄県地震被害想定調査概要報告書(平成 22 年 3 月)」

イ 津波被害の想定

1) 津波の浸水想定

津波の浸水想定について「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年 3 月)の結果から、発生頻度の高い津波災害として本村における津波被害を以下に想定する。

① 建物被害

■ 建物被害想定結果(全ケース最大の抽出)

	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
構造物あり	1	2	95	38
構造物なし	1	2	124	42

資料:「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年 3 月)

② 津波人的被害

ア) 死者数

■ 死者数想定結果(全ケース最大の抽出)

	意識高、冬夜	意識高、夏昼	意識低、冬夜	意識低、夏昼
構造物あり	1	10	2	13
構造物なし	1	11	2	15

資料:「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年 3 月)

イ) 負傷者数

■ 負傷者数想定結果(全ケース最大の抽出)

	重傷者(冬)	重傷者(夏)	中等傷者(冬)	中等傷者(夏)
構造物あり	2	4	11	25
構造物なし	2	5	12	28

資料:「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年 3 月)

③ 交通支障

■ 道路被害数想定結果（全ケース最大の抽出）

	被害延長(km)	被害区間
構造物あり	7.9	18
構造物なし	11.8	34

資料:「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年3月)

④ ライフライン支障

■ ライフライン被害想定結果（全ケース最大の抽出）

	上水道	電力	電話
構造物あり	0	0	1
構造物なし	0	0	1

資料:「沖縄県津波・高潮想定調査業務委託(沖縄本島沿岸域)報告書(概要版)」(平成 19 年3月)

※単位:施設数

2) 最大クラスの津波

本村に甚大な被害をもたらす津波想定結果（最大級の津波想定）として、「沖縄県津波被害想定調査委託業務報告書（概要版）」（平成 25 年3月）によれば、評価地点毎の地点最大水位、最大遡上高、津波到達時間及び沿岸最大水位は以下の通りとなっている。

評価地点	地点最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	津波到達時間 (分)	沿岸最大水位 (m)
今泊	3.6	4.9	25	4.8
仲尾次	4.0	5.1	24	4.6
大井川河口	4.6	6.4	27	5.8
運天	5.4	7.9	27	7.2

資料:「沖縄県津波被害想定調査業務委託報告書(概要版)」(平成 25 年3月)

ウ 過去の地震・津波災害履歴

沖縄県に被害を及ぼした主な地震、津波を以下に掲載する。

■沖縄県における昭和以降の被害地震・津波

年月日	震源地	M	概要
昭 22. 9. 27	与那国島近海	7. 4	石垣島で死者 1 人、コンクリート栈橋に亀裂、山崩れ、石垣崩壊、屋根瓦の落下あり。 西表島では死者 4 人、地割れ、落石あり。
昭 33. 3. 11	石垣島近海	7. 2	「石垣島北東沖地震」死者 2 人、負傷者 4 人、家屋の破損ブロック塀の倒壊、田畑の陥没、護岸や栈橋の亀裂、破損、道路や橋りょうの陥没・決壊などがあった。
昭 35. 5. 23	チリ沖	Mw 9. 5	「チリ地震津波」津波が日本沿岸に 24 日 02 時 30 分頃到達。沖縄では死者 3 人、負傷者 2 人、住家全壊 20、半壊 79、床上浸水 672、床下浸水 813、橋梁破壊 9 か所、道路決壊 11 か所等の被害があった。 沖縄での津波は大浦湾の杉平で最も大きく 332cm、那覇港では約 50cm であった。
昭 41. 3. 13	与那国島近海	7. 8	与那国島で死者 2 人、家屋全壊 1、半壊 3、石垣崩壊 23、道路・水田・壁等に多少の被害。 沖縄と九州西海岸に小津波あり。
昭 50. 11. 29	ハワイ諸島	7. 2	津波あり、那覇で波高 14cm
昭 61. 11. 15	台湾付近	7. 8	津波あり、宮古島 30cm、石垣島 14cm、那覇 14cm
平 4. 9. 17～ 平 5. 1. 20	石垣島近海	5. 2	「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣倒壊、落石などの被害あり。
平 5. 8. 8	マリアナ諸島	8. 0	宮古島で 13cm の津波を観測。
平 7. 7. 30	チリ北部	7. 8	那覇で 15cm の津波を観測。
平 7. 10. 19	奄美大島近海	6. 6	現地調査によると沖縄本島北部（東村）で数十 cm の津波あり。
平 8. 2. 17	ニューギニア 付近	8. 1	沖縄 26cm、宮古島 26cm、石垣島 15cm の津波を観測。
平 8. 9. 6	台湾付近	6. 6	津波微少。
平 10. 5. 4	石垣島南方沖	7. 6	宮古島 10cm 未満、石垣島 10cm 未満、与那国島数 cm 程度の津波を観測。
平 10. 7. 17	ニューギニア 付近	7. 1	那覇数 cm 程度、宮古島数 cm 程度、石垣島数 cm 程度、与那国島数 cm 程度の津波を観測。
平 22. 2. 28	チリ中部沿岸	Mw8. 8	那覇 24cm、南城市安座真 34cm、与那国島 8cm、石垣島 20cm、宮古島 43cm、南大東島 8cm の津波を観測。
平 23. 3. 11	東北地方太平 洋沖	Mw9. 0	東日本大震災。那覇 60cm、南城市安座真 37cm、与那国島 14cm、石垣島 23cm、宮古島 65cm、南大東島 19cm の津波を観測。

資料：沖縄気象台

※ M：マグニチュード。地震の規模を表す数値。

※ Mw：モーメントマグニチュード。マグニチュードの一種（計算方法が異なる）。

■今帰仁村仲宗根の震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成15年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
平成16年	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
平成17年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成18年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
平成19年	5	3	2	0	0	0	0	0	0	10
平成20年	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
平成21年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
平成22年	4	2	0	1	0	0	0	0	0	7
平成23年	3	3	1	1	0	0	0	0	0	8
平成24年	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
平成25年	1	4	0	0	0	0	0	0	0	5
平成26年	2	2	2	0	0	0	0	0	0	6
平成27年	5	4	1	0	0	0	0	0	0	10
平成28年	7	4	1	0	0	0	0	0	0	12
平成29年	7	4	1	0	0	0	0	0	0	12
平成30年	3	4	0	0	0	0	0	0	0	7
平31/令元年	5	5	0	0	0	0	0	0	0	10
令和2年	6	4	1	0	0	0	0	0	0	11
総合計	53	46	9	3	0	0	0	0	0	111
平均(年)	2.94	2.56	0.50	0.17	0	0	0	0	0	6.17

※沖縄県整備の震度計は、平成15年3月10日より気象庁で発表開始。

資料：気象庁

第3章 基本的な考え方

3-1 基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本村の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

3-2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下の①～⑧のとおり事前に備えるべき目標を定める。

- ① 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3-3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化の取組姿勢

- ① 本村の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- ③ 本村の各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い村土づくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力にあふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④ 本村の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強

靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第4章 脆弱性評価（と重要課題の整理）

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

4-1 評価の枠組み及び手順

（1） 想定するリスク

本計画においては、本県の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本県に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

（2） 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、沖縄県国土強靱化地域計画及び本村の地域特性を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

（3） 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、沖縄県国土強靱化地域計画において設定された施策分野をもとに、本村の特性を踏まえて10の個別施策分野及び2つの横断的分野を設定した。

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 老朽化対策
③ 保健医療・福祉	
④ 情報通信	
⑤ エネルギー・産業	
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 村土保全	
⑨ 環境	
⑩ 村土利用	

4-2 事前に備えるべき目標と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

4つの基本目標を達成するため、9つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を以下のとおり設定した。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

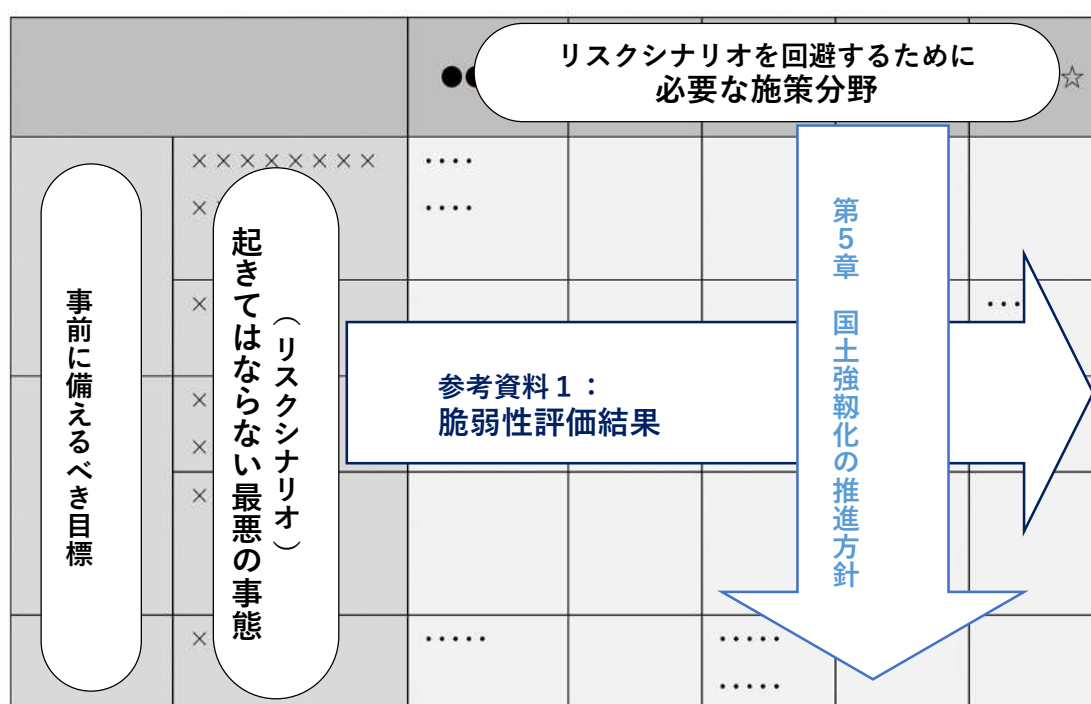
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4-3 脆弱性評価の実施

33の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

なお、各取組の進捗状況を把握するため、分析・評価にはできる限り指標を活用することとする。

【脆弱性評価の作業イメージ】



4-4 脆弱性評価のポイント

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、充当できる財源に限りがあること等を踏まえ、訓練や啓発などのソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3) 国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、村だけではなく、国、県、民間事業者、NPO、村民など多岐にわたる。村以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び国・県との協働が不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

第5章 推進すべき施策の推進方針

5-1 リスクシナリオごとの施策の推進方針

前章の脆弱性評価を踏まえ、設定したリスクシナリオごとの施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策を示す。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層の効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に關係するデータを共有する等、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとする。

目標1：大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(防災体制の強化)

- 地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。
- 今帰仁村地域防災計画の見直しを適宜行い、ハザードマップの更新、避難場所、避難経路の周知徹底等地域で支え合う取り組みを推進する。また、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう多言語表示について検討する。
- 行政サービスの拠点である役場庁舎は老朽化が進み、防災機能の強化を図る意味からも複合機能を備えた新庁舎建設に取り組んでおり、併せて非常用発電機等、必要機器の整備を行う。

【村、関係機関】

(災害時要援護者安全確保体制整備計画)

- 災害に比較的弱い立場と想定される高齢者や障がい者、子ども、来訪者である外国人、観光客等の災害時要援護者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。よって、平常時から地域における災害時要援護者への支援体制が整備されるよう努める

とともに、災害時には避難誘導はもとより、高齢者、障がい者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

【村、関係機関】

（地域防災力の向上）

○地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。

【村、関係機関】

（自主防災組織の育成）

○地震・津波対策を備えるにあたって最も効果的なのは、「自分たちの地域を自分たちで守る」という隣保協同（ユイマール）の精神と連帯感に基づき、自主的な防災組織として地域住民が防災活動を行う体制を確立することである。また、実際の防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日常の訓練を積み重ねておく必要がある。本村においては各自治会運営による消防団が結成され、自主防災組織として設置されている。今後、さらにその育成強化を積極的に推進するとともに、必要なものについては新たな自主防災組織として設置し、育成を図るものとする。

【村、村民】

（消防力の強化）

○救急機材の充実や、救急隊員と医師との連携等により応急体制の強化に努めるとともに、村民が安心して生活できるよう、救急機材の充実に努める。

○救急救命士の養成と高度救急医療器具の充実により、救急隊員の資質や救急救命技術の向上に努める。

【村、関係機関】

（緊急輸送基地の選定及び整備）

○災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。

○また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

【国、県、村、関係機関】

(うるおいある居住環境の創出)

○うるおいある居住環境を創出するため、緑地の保全・育成計画を策定し、集落を取りまく緑地の保全・育成に努め、災害時における避難場所ともなる公園・緑地の整備を検討する。

【村、関係機関】

(避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底)

○地震や津波による災害に備え、公園等の避難場所の確保や要支援者への対応等、避難場所への避難経路を明確にし、その周知徹底を図るとともに、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう、引き続き多言語表示化に取り組む。

【村、関係機関】

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)

○老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保)

○村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。

○耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

(老朽校舎の改善)

- 幼児及び児童・生徒が安心して快適に学べる学習環境を形成するため、老朽化の著しい施設・校舎等については、学校施設の長寿命化計画に基づき、耐震化とあわせた建替えを検討し、更なる教育機能の充実強化に努める。

【村、関係機関】

(社会福祉施設等における安全確保)

- 災害時要援護者の災害時における安全及び避難の確保を図るため、施設管理者は施設自体の崩壊、火災発生等が起こらないような施設及び設備等の整備を図るとともに、点検を常時行なう。

【村、関係機関】

(不燃、耐風、耐震、耐水耐浪性建築物の促進対策)

- 公共物、一般住宅の新築、改築、増築等における建築物の耐震及び不燃化等について、各種制度の説明を行い、技術的相談に応ずる等、不燃化、耐風、耐震及び耐水耐浪性のある建造物の建築を促進するよう指導する。
- また、県と事前調整のうえ、耐震診断及び耐震補強等に関する技術指導や、啓発等の実施を図るものとする。

【県、村】

(防災的土地利用の推進)

- 既成の住宅密集地等において防災上危険な区域の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による防災活動上の道路、公園等の都市基盤施設を防災の観点から整備に努めるものとする。
- 新規開発等の事業に際し、防災の観点から総合的見地に立って調整・指導を行う。
- 低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成、危険斜面の周辺等での開発行為等、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に実施する。

【村、民間】

(一般建築物の耐震性確保)

- 住宅をはじめ、不特定多数の者が利用する公民館、診療所、福祉施設、民宿、観光施設等の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。
- 一般建築物の新規建設にあたっては確認申請段階の指導を行い、既存建物については耐震診断・耐震改修相談窓口を開設、講習会等を実施し、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上に向けた知識の啓発・普及施策を図るとともに、耐震診断を促進する体制の整備に努める。
- がけ地の崩壊等による危険から、住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。
- その他、がけ地に近接し既存の不適合建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対しては移転促進のための啓発を行い、移転に伴う助成措置を含めた誘導體制を整えるものとする。

【村、民間、村民】

1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
-----	-------------------------

(防災体制の強化)(再掲)

- 地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。
- 今帰仁村地域防災計画の見直しを適宜行い、ハザードマップの更新、避難場所、避難経路の周知徹底等地域で支え合う取り組みを推進する。また、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう多言語表示について検討する。
- 行政サービスの拠点である役場庁舎は老朽化が進み、防災機能の強化を図る意味からも複合機能を備えた新庁舎建設に取り組んでおり、併せて非常用発電機等、必要機器の整備を行う。

【村、関係機関】

(災害時要援護者安全確保体制整備計画)(再掲)

○災害に比較的弱い立場と想定される高齢者や障がい者、子ども、来訪者である外国人、観光客等の災害時要援護者に対し、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面での配慮が必要である。よって、平常時から地域における災害時要援護者への支援体制が整備されるよう努めるとともに、災害時には避難誘導はもとより、高齢者、障がい者の避難場所での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等を推進するものとする。

【村、関係機関】

(地域防災力の向上)(再掲)

○地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。

【村、関係機関】

(自主防災組織の育成)(再掲)

○地震・津波対策を備えるにあたって最も効果的なのは、「自分たちの地域を自分たちで守る」という隣保協同(ユイマール)の精神と連帯感に基づき、自主的な防災組織として地域住民が防災活動を行う体制を確立することである。また、実際の防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日常の訓練を積み重ねておく必要がある。本村においては各自治会運営による消防団が結成され、自主防災組織として設置されている。今後、さらにその育成強化を積極的に推進するとともに、必要なものについては新たな自主防災組織として設置し、育成を図るものとする。

【村、村民】

(高潮等災害予防計画)

○本村における住宅域及び主要農耕地区では、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、保全機能において今後、不十分もしくは未整備の箇所等については、災害予防としての整備強化海岸保全事業の促進を図る必要がある。

【国、県、村、関係機関】

(港湾・漁港整備事業計画)

- 港湾・漁港は、海上交通による避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震・津波による機能マヒを生じないよう耐震性の強化、港湾緑地や背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努めることとする。

【国、県、村、関係機関】

1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
-----	-------------------------

(河川水統制又は河川改修に関する治水事業)

- 所轄・管理、その他村内における河川及び海岸等、公有水面の危険調査を実施し、災害が予想される場合については適時巡視する。危険個所の改修については、緊急かつ計画的に実施する。

【村】

(津波に強いむらの形成)

- 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

【国、県、村、関係機関】

(文化財災害予防対策)

- 国や県による指導を受け、災害等が予想される箇所について把握する。
- 文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体に対し、防災思想を啓発する。
- 県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。

【県、村、民間】

1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
-----	--

（地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策）

- 地すべり、がけ崩れ及び急傾斜地における崩壊危険が予想される箇所について調査把握し、大雨注意報・警報の発令時又は台風時には巡回・監視するものとする。
- 安全施設については、土地条件に応じた施設整備又は措置を逐次実施するものとする。

【県、村】

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

（地域防災力の向上）（再掲）

- 地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。

【村、関係機関】

（危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備）

- 村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。
- また、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。
- さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

【村、関係機関】

目標 2 : 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
-----	------------------------------

(応援体制の強化)

○本村における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら次の対策を講じる。

- ① 近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進する。
- ② 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等の連携のもと対策を講じていく。

【県、村、関係機関、民間】

(緊急輸送基地の選定及び整備) (再掲)

○災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。

○また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

【国、県、村、関係機関】

(生活必需品の確保体制の充実)

○水・食糧・被服寝具等の生活必需品について、本村の規模を考慮したうえ災害発生後3日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

○なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定するよう努める。

【村】

(電気、水、食料等の確保)

- 関連している水道施設において、停電時に電力供給が可能となるよう非常用電源の整備を検討する。
- 本庁舎（避難所指定されていない）、体育館は、災害対策本部になる場合に備えて、本部職員用の備蓄品の整備を検討する。
- コミセンにおいては、今帰仁村地域防災計画に基づき、必要な分の住民等の備蓄品整備を検討する。
- 分遣所は、分遣所職員、役場は災害対策本部職員用の備蓄品の整備を検討する。
※備蓄品は、3日分の整備を検討する。

【村】

(配水施設等の整備及び老朽管の改良)

- 住民に安定した良水を供給するために、導水・浄水・送水・配水施設等の整備をはじめ、老朽管の改良の整備を推進する。

【村】

(水道施設の耐震化対策)

- 今後の施設管理については、民間への委託管理等を視野に入れ効率的な水道行政の運営を進める。
- 今後は「水道ビジョン」を策定し、施設（水道管を含む）の耐震化等の水道事業の在り方を検討する。

【村、民間】

(水道事業による水の安定供給)

- 自己水源の確保を図るため水源の保全を図りながら、水道事業による水の安定供給に努める。

【村】

(上水道施設災害予防計画)

- 上水道施設については、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、

被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備に努める。

- 水道事業における水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、(公社)日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、洪水・高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等に努める。

【村】

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

(地域防災力の向上)(再掲)

- 地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。

【村、関係機関】

(孤立危険集落の孤立化等対策)

- 台風時には橋が通行止めとなり、孤立危険集落への食料、物資等の流通も停止する恐れがある。このため孤立危険集落では、台風接近に備え、村民や事業者等が、十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう普及・啓発を行う。
- また、平常時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、集落内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服寝具等の生活必需品等について1週間分以上の備蓄を促進する。

【村、民間、村民】

(自主防災組織の育成)(再掲)

- 地震・津波対策を備えるにあたって最も効果的なのは、「自分たちの地域を自分たちで守る」という隣保協同(ユイマール)の精神と連帯感に基づき、自主的な防災組織として地域住民が防災活動を行う体制を確立することである。また、実際の防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日常の訓練を積み重ねておく必要がある。本村においては

各自治会運営による消防団が結成され、自主防災組織として設置されている。
今後、さらにその育成強化を積極的に推進するとともに、必要なものについては新たな自主防災組織として設置し、育成を図るものとする。

【村、村民】

（老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化）（再掲）

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

（公共施設の耐震性確保）（再掲）

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

（緊急物資輸送機能の確保）

- 災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。
- また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

【国、県、村、関係機関】

（危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備）（再掲）

- 村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

○また、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

○さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

【村、関係機関】

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	------------------------------------

（応援体制の強化）（再掲）

○本村における被害が甚大で、応急対策・対応が困難である場合、外部からの相互応援を行える体制を整える必要があることから、県の指導・助言を受けながら次の対策を講じる。

- ① 近隣市町村間及び県内関係業者、民間団体等との間で相互応援協力協定の締結を促進する。
- ② 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、日本赤十字社沖縄県支部や県社会福祉協議会等の連携のもと対策を講じていく。

【県、村、関係機関、民間】

（応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ）

○応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップしておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるよう努める。

【村】

(自衛隊との連携の充実)

○村は、被害想定結果等をふまえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

【村】

(応援・受援の備え)

○村及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

- ① 応援先・受援先の指定
- ② 応援・受援に関する連絡・要請の手順
- ③ 災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
- ④ 応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等

【村、関係機関】

(消防力の強化)(再掲)

○救急機材の充実や、救急隊員と医師との連携等により応急体制の強化に努めるとともに、村民が安心して生活できるよう、救急機材の充実に努める。

○救急救命士の養成と高度救急医療器具の充実により、救急隊員の資質や救急救命技術の向上に努める。

【村、関係機関】

(防災・防火体制の強化及び意識の向上)

○行政防災無線や消防車両等の運用面の充実強化に努めるとともに、防災・防火体制の強化を推進する。また、各種団体と連携を図り防災・防火に対する意識の向上に努める。

【村、関係機関】

(救急隊員の資質向上)

○救急救命士の養成と高度救急医療器具の充実により、救急隊員の資質や救急救

命技術の向上に努める。

【村、関係機関】

（老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化）（再掲）

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

（公共施設の耐震性確保）（再掲）

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

（避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底）（再掲）

- 地震や津波による災害に備え、公園等の避難場所の確保や要支援者への対応等、避難場所への避難経路を明確にし、その周知徹底を図るとともに、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう、引き続き多言語表示化に取り組む。

【村、関係機関】

2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
-----	--------------------------------

（物資、資機材の確保体制の充実）

- 水・食糧・被服寝具等の生活必需品について、本村の規模を考慮したうえ災害発生後3日以内に調達体制を確立することを目標とし、それまでの間は家庭及び地域における確保がなされるような対策を講じる。

○なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定するよう努める。

【村】

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
-----	---------------------------------------

(救急体制の強化)

- 救急機材の充実や、救急隊員と医師との連携等により応急体制の強化に努めるとともに、村民が安心して生活できるよう、救急機材の充実に努める。
- 救急救命士の養成と高度救急医療器具の充実により、救急隊員の資質や救急救命技術の向上に努める。

【村、関係機関】

(広域災害・救急医療情報システムの整備)

- 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

【村、関係機関】

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)(再掲)

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保)(再掲)

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。

○耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

(健康づくりの充実)

○村民が健康で生きがいを持ち明るい日常生活が享受できるよう、村民の健康増進に対する意識の向上に努める。また、疾病に対する予防体制の強化や各種の予防接種、検診、保健指導の充実を図り村民の健康づくりを推進する。さらに、各種保健活動や健康づくりのニーズに対応できる体制及び機能の強化、保健師等専門職やボランティア等の人材の確保及び育成に努め、健康づくりに関する各種施策の充実を図る。あわせて今帰仁診療所をはじめ、保健医療機関と連携するとともに健康で安全安心な地域づくりを目指し、旧古宇利診療所等の地域資源も有効に活用できるよう取り組む。

【村】

(健康相談の充実)

○疾病に対する予防対策として、健康管理や疾病に関する健康相談・訪問指導を充実し、生活習慣病等の予防、早期発見・早期治療を推進する。

【村】

目標 3：必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(防犯体制の強化)

- 外灯の設置による夜間時の歩行者の安全を確保する等、犯罪の発生を未然に防ぐために防犯施設の整備を推進する。
- 地域コミュニティの希薄化が犯罪を誘発する一因となることから、地域と協働した防犯活動を推進する。
- 近年の犯罪は、複雑化・巧妙化していることから、各種広報活動等によって、村民の防犯知識の普及や防犯思想の啓発を促す。

【村、村民】

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)(再掲)

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保)(再掲)

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
-----	-----------------------

(交通安全対策)

- 歩行者や運転手の安全な歩行、走行環境を創出するため、信号機やカーブミラー等の交通安全施設の整備に努める。
- 交通事故の未然防止や交通安全意識の向上を図るため、交通安全指導体制の充実を図り、交通安全指導や交通安全に関する各種広報活動を行う。
- 交差点における歩行者や運転手の視界を確保するために交差点環境の改良を行い、さらに、誰もが快適に通行できるような歩行空間の創出に努める。

【村、関係機関】

3-3	村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
-----	------------------------

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化) (再掲)

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保) (再掲)

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

(総合防災訓練の実施)

- 発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

【村】

(災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実)

- 災害発生時に円滑に災害対策本部を設置・運営できる体制を確保する。
 - ① 庁舎の耐震診断
今帰仁村災害対策本部を設置する予定である村役場庁舎の耐震診断を実施し、対策遂行が確保できる体制を整備する。
 - ② 災害対策本部の設置マニュアルの作成
対策本部の設置が、誰にでも迅速に確立できるよう、情報通信機器の設置方法や設置マニュアル等を早急に整備する。
 - ③ 災害対策本部職員用物資の確保
災害対策本部の職員がその職務に専念及び遂行できるよう、最低3日分の水・食糧と下着や毛布等の生活必需品の備蓄について検討する。

【村】

(災害情報の収集・伝達体制の充実)

- 災害発生後、迅速に情報を把握するための対策を図るものとする。
 - ① 情報通信機器等の充実
 - ア) 村防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等を推進する。
 - イ) 防災関係機関との相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局の整備を強化する。
 - ウ) 孤立予想地区等への情報伝達手段の確保を推進する。
 - ② 通信設備の不足時の備え
災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

【村、関係機関】

目標 4：必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(通信施設災害予防計画)

○災害情報を迅速に収集・伝達するため、通信施設及び設備等の整備対策を推進する。

- ① 被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集可能な体制をはかるため、県が実施する地域衛星通信ネットワーク等を導入した総合的な防災行政情報通信ネットワーク整備に伴い、本村における通信体制の整備を図るものとする。
- ② 本村において防災行政無線の整備を図る必要性があることから、地域特性に沿ったシステムの整備及び最新設備への更新等を推進するものとする。
- ③ 県による防災相互通信無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互間の通信を確保する。

【県、村、関係機関】

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備) (再掲)

○村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

○また、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

○さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

【村、関係機関】

目標5：経済活動を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
-----	---

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化) (再掲)

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保) (再掲)

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

(緊急物資輸送機能の確保) (再掲)

- 災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。
- また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

【国、県、村、関係機関】

(港湾・漁港整備事業計画) (再掲)

- 港湾・漁港は、海上交通による避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震・津波による機能マヒを生じないよう耐震性の強化、港湾緑地や背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点とし

での機能の確保に努めることとする。

【国、県、村、関係機関】

（国道・県道の整備促進）

○本村の主軸となる国道や県道等の幹線道路は、周辺市町村を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成するものであり、国や県と連携し、道路環境の整備を推進する。

【国、県、村】

5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
-----	----------------------------------

（事業者における防災対策の強化）

○各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

【村、民間】

5-3	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

（生産基盤の整備）

○これまで整備されてきた生産基盤の有効利用を図るとともに、計画的な土地改良事業の推進等、より効率的な農業基盤の整備・再整備等の推進及び農業近代化施設の整備充実を図る。

○農地防風林・防潮林の保全・回復・育成を推進し、環境負荷の低い害虫防除の

推進に努める。

- 畜産については、関係機関と連携を図り、耕畜連携による堆肥づくりなど循環型農業の展開と口蹄疫等に対する家畜防疫指導に努める。

【村、関係機関】

（漁業経営の安定・強化）

- 漁業経営の安定・強化に寄与するため、漁港の近代化及び関連施設の整備拡充、漁船の大型化など生産基盤の整備を推進する。同時に沿岸漁場の保全と資源管理型漁業の環境整備を図るとともに、養殖等の新たな水産物の生産も視野に入れた展開に努める。

【県、村、関係機関】

目標 6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
-----	---

（事業者における防災対策の強化）（再掲）

○各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

【村、民間】

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶
-----	--

（配水施設等の整備及び老朽管の改良）（再掲）

○住民に安定した良水を供給するために、導水・浄水・送水・配水施設等の整備をはじめ、老朽管の改良の整備を推進する。

【村】

（施設の防災性の強化）

○上水道施設については、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を図るとともに、被災時の復旧用資機材や被災者への応急給水施設等の整備に努める。

【村】

（水道施設の耐震化対策）（再掲）

○今後の施設管理については、民間への委託管理等を視野に入れ効率的な水道行政の運営を進める。

○今後は「水道ビジョン」を策定し、施設（水道管を含む）の耐震化等の水道事業の在り方を検討する。

【村、民間】

（水道事業による水の安定供給）（再掲）

○自己水源の確保を図るため水源の保全を図りながら、水道事業による水の安定供給に努める。

【村】

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

（し尿及び浄化槽の維持管理の強化）

○し尿及び浄化槽汚泥の安定的な収集・運搬体制の維持を図る。また、浄化槽の定期的な清掃、検査の実施について周知を図る。

○し尿処理施設については、施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理の充実を図る。

【村】

（合併処理浄化槽の普及促進）

○循環型社会形成推進地域計画の改定により、国や県と連携し合併処理浄化槽への切り替えの促進を図る。

【国、県、村】

（集落排水施設整備の検討）

○生活排水による水質汚染を防止するため集落排水事業の導入を検討する。

【村】

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
-----	-------------------

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)(再掲)

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保)(再掲)

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

(緊急物資輸送機能の確保)(再掲)

- 災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。
- また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

【国、県、村、関係機関】

(幹線道路の整備)

- 本村の主軸となる国道や県道等の幹線道路は、周辺市町村を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成するものであり、国や県と連携し、道路環境の整備を推進する。

【国、県、村】

目標 7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(居住環境の整備)

- うるおいある居住環境を創出するため、緑地の保全・育成計画を策定し、集落を取りまく緑地の保全・育成に努め、災害時における避難場所ともなる公園・緑地の整備を検討する。

【村、関係機関】

(避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置)

- 学校グラウンドを活用した広域避難地、住区基幹とした街区公園等の一時避難地を計画的に配置・整備するとともに、避難路を確保し、避難誘導標識等の設置を図りながら消防・避難活動等の対策強化を推進する。

【村、関係機関】

7-2

海上・臨海部の広域複合災害の発生

(水産基盤施設における防災対策の強化)

- 港湾・漁港は、海上交通による避難、救助、輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震・津波による機能マヒを生じないよう耐震性の強化、港湾緑地や背後道路等の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努めることとする。

【国、県、村、関係機関】

(高潮等災害予防計画)(再掲)

○本村における住宅域及び主要農耕地区では、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、保全機能において今後、不十分もしくは未整備の箇所等については、災害予防としての整備強化海岸保全事業の促進を図る必要がある。

【国、県、村、関係機関】

7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-----	-------------------------------------

(河川水統制又は河川改修に関する治水事業)(再掲)

○所轄・管理、その他村内における河川及び海岸等、公有水面の危険調査を実施し、災害が予想される場合については適時巡視する。危険個所の改修については、緊急かつ計画的に実施する。

【村】

(ため池の老朽化等整備工事)

○かんがい用水ため池等について、老朽化により堤体及び取水施設等が大雨や豪雨等から損壊し、下流地域等に多大な被害を生じることが想定されるものは、緊急度の高いものから順次補修事業を実施する。

【国、県、村】

(ほ場整備の促進)

○これまで整備されてきた生産基盤の有効利用を図るとともに、計画的な土地改良事業の推進等、より効率的な農業基盤の整備・再整備等の推進及び農業近代化施設の整備充実を図る。

【村】

7-4	有害物質の大規模拡散・流出
-----	---------------

(良好な河川環境の保全・創出)

○山林から、農地や集落を通り、海へとつながる河川については、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出し、人々の暮らしと調和した河川環境の保全・創出を推進する。

【村】

(集落排水施設整備の検討)(再掲)

○生活排水による水質汚染を防止するため集落排水事業の導入を検討する。

【村】

(今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づく温室効果ガスの削減)

○今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づき温室効果ガス(CO₂)の削減を図り、環境負荷の小さな社会の構築を目指す。

【村】

7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

(無秩序な開発の抑制)

○山間部に広がる豊かな山林や、サンゴ礁の発達した海及び変化に富んだ海岸線は、先人から受け継いだ本村の貴重な財産であり、これらについては、無秩序な開発を抑制する。

【村】

(生産基盤の整備・活用)

○道路、公園、公共施設及び住宅などの緑化に寄与する苗木や緑化木の生産を推進するとともに、森林公園周辺を中心とした天然林改良の実施に努める。

○特用林産物としてのキノコ等の生産については今後の動向を見据えながら、キノコ生産出荷施設の活用や林産加工業の育成を推進する。

【村】

(赤土等流出問題の総合的対策)

○赤土等の流出による水質汚濁を防ぐため、農地をはじめ各種発生源対策の強化等を含め、保健所と連携を図り、総合的な対策を促進する。

【村、関係機関】

(農業法人等が参入しやすい環境づくり)

○遊休農地については、農地の賃貸借や売買等を円滑に行える仕組みを整備し、関係機関と連携しながら農業法人等が参入しやすい環境づくりに努める。また、耕作放棄地対策については放棄地状態からの再生作業や必要な施設整備等への総合的な支援に努める。

【村、関係機関】

(地域アイデンティティの形成)

○魅力あるむらづくりを促進するために、各字で伝承されている民俗芸能の継承を促進する等、地域文化の振興に努める。

○地域の伝統芸能の伝承や継承を各地域で推進するとともに、伝承者の養成や若者への継承に努め、地域アイデンティティの形成を図る。

【村】

7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
-----	----------------------

(危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備)(再掲)

○村は、津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

○また、地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速・的確な避難行動に結び

つくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

- さらに、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

【村、関係機関】

目標 8：社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

(災害廃棄物の処理)

- 災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、環境省の定める災害廃棄物対策指針（平成30年改定）に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を目指すこととする。
- なお、水害廃棄物については、国の「水害廃棄物対策指針（平成17年7月）」に基づいて、円滑に処理するものとする。
- 廃棄物処理が本村のみでは困難な場合、県は情報提供や技術的な助言等を行うとともに、本村、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

【国、県、村、関係機関】

8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

(地域防災力の向上) (再掲)

- 地域における防災力の向上を図るため、各行政区や団体と協働した防災意識の向上に努めるとともに、防災訓練や防災教育を推進し、自主防災組織の結成を支援する。

【村、関係機関】

(自主防災組織の育成) (再掲)

- 地震・津波対策を備えるにあたって最も効果的なのは、「自分たちの地域を自分たちで守る」という隣保協同（ユイマール）の精神と連帯感に基づき、自主的な防災組織として地域住民が防災活動を行う体制を確立することである。また、実際の防災活動を効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日常の訓練を積み重ねておく必要がある。本村においては各自治会運営による消防団が結成され、自主防災組織として設置されている。今後、さらにその育成強化を積極的に推進するとともに、必要なものについて

は新たな自主防災組織として設置し、育成を図るものとする。

【村、村民】

（活動組織の育成）

- 老人クラブや子ども会等の各種団体や住民への主体的な参加を促すとともに、各種学級や講座修了者等が継続して主体的に活動を実践していく機運づくりや活動支援に努める。
- 字子ども会、各種団体等の活動としてゴミ0（ゼロ）運動や地域清掃活動等の取り組みを通してボランティア精神を育成し、子どもから成人、高齢者までの年代間の交流と地域の連帯感を醸成する。
- 主体的活動を先導する指導者の発掘や養成を図るため、リーダー研修会、少年の翼等を推進し、生涯学習体制の確立に努める。

【村、村民】

（意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成）

- 意欲ある経営感覚に優れた担い手・後継者を育成するため、農業後継者研修制度の充実や認定農業者の育成強化及びエコファーマー認定制度の導入を図る。
- 農林漁業金融や共済体制等の支援を推進し、新規就農者等の育成強化に努める。

【村】

（防犯体制の強化）（再掲）

- 外灯の設置による夜間時の歩行者の安全を確保する等、犯罪の発生を未然に防ぐために防犯施設の整備を推進する。
- 地域コミュニティの希薄化が犯罪を誘発する一因となることから、地域と協働した防犯活動を推進する。
- 近年の犯罪は、複雑化・巧妙化していることから、各種広報活動等によって、村民の防犯知識の普及や防犯思想の啓発を促す。

【村、村民】

8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	----------------------------

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)(再掲)

- 老朽化した公共施設等については、建替え・改修・耐震化に努めるとともに、災害防災機能を備えた複合施設整備を視野に入れた公共施設等総合管理計画及び公共施設個別計画に基づいた施設の再編配置を検討する。

【村、関係機関】

(公共施設の耐震性確保)(再掲)

- 村や消防機関、医療機関、学校、公民館、その他公共施設等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物について、新耐震基準によらない既存建築物は災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施する。
- 耐震性の劣るものに対しては、当該建築物の重要度を優先した耐震改修の推進に努める。

【村、関係機関】

(緊急物資輸送機能の確保)(再掲)

- 災害時の輸送を効率的に行なうため、本村は県及び近隣市町村と調整しながら被災地外に緊急輸送基地を設置し、各輸送人員及び物資等の総合輸送体制を整えることとする。
- また、陸、海、空からと別々に輸送物資等が集積することを念頭に、緊急輸送基地を選定・整備するものとする。

【国、県、村、関係機関】

(幹線道路の整備)(再掲)

- 本村の主軸となる国道や県道等の幹線道路は、周辺市町村を結ぶ広域的な道路ネットワークを形成するものであり、国や県と連携し、道路環境の整備を推進する。

【国、県、村】

8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(高潮等災害予防計画)(再掲)

○本村における住宅域及び主要農耕地区では、高潮等の災害に対する堤防、海岸護岸等の保全施設が既設されているが、保全機能において今後、不十分もしくは未整備の箇所等については、災害予防としての整備強化海岸保全事業の促進を図る必要がある。

【国、県、村、関係機関】

(津波に強いむらの形成)(再掲)

○河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努める。

【国、県、村、関係機関】

5-2 個別分野ごとの施策の推進方針

12の施策分野（10の個別施策分野／2の横断的分野）で分類した推進方針を以下に示す。これらの推進方針は、8つの事前に備えるべき目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに分類してとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、関係部局が連携・協力して推進体制を構築してデータや工程管理を共有する等、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1） 個別施策分野

①行政機能	
リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災体制の強化 ○ 地域防災力の向上 ○ 自主防災組織の育成 ○ 消防力の強化 ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保 ○ 老朽校舎の改善
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災体制の強化 ○ 地域防災力の向上 ○ 自主防災組織の育成
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災力の向上
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援体制の強化
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災力の向上 ○ 孤立危険集落の孤立化等対策 ○ 自主防災組織の育成 ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保 ○ 緊急物資輸送機能の確保
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援体制の強化

<p>対的不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ ○ 自衛隊との連携の充実 ○ 応援・受援の備え ○ 消防力の強化 ○ 防災・防火体制の強化及び意識の向上 ○ 救急隊員の資質向上 ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保 ○ 避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底
<p>2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資、資機材の確保体制の充実
<p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
<p>3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯体制の強化 ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
<p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策
<p>3-3 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保 ○ 総合防災訓練の実施 ○ 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実 ○ 災害情報の収集・伝達体制の充実
<p>8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災力の向上 ○ 自主防災組織の育成 ○ 防犯体制の強化

②住宅・都市

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ うるおいある居住環境の創出 ○ 避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底 ○ 緊急輸送基地の選定及び整備 ○ 不燃、耐風、耐震、耐水耐浪性建築物の促進対策 ○ 防災的土地利用の推進 ○ 一般建築物の耐震性確保
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波に強いむらの形成 ○ 文化財災害予防対策
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道事業による水の安定供給
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水施設等の整備及び老朽管の改良 ○ 水道事業による水の安定供給
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿及び浄化槽の維持管理の強化 ○ 合併処理浄化槽の普及促進 ○ 集落排水施設整備の検討
7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住環境の整備 ○ 避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ ため池の老朽化等整備工事
7-4 有害物質の大規模拡散・流出	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集落排水施設整備の検討
8-4 広域地盤沈下等による広域・長期間にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高潮等災害予防計画 ○ 津波に強いむらの形成

③保健医療・福祉

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者安全確保体制整備計画 ○ 社会福祉施設等における安全確保
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時要援護者安全確保体制整備計画
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救急体制の強化 ○ 広域災害・救急医療情報システムの整備
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康づくりの充実 ○ 健康相談の充実

④情報通信

リスクシナリオ	施策
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通信施設災害予防計画
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備
7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

⑤エネルギー・産業

リスクシナリオ	施策
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援体制の強化 ○ 電気、水、食料等の確保
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応援体制の強化 ○ 応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ ○ 応援・受援の備え
3-3 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合防災訓練の実施
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者における防災対策の強化
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者における防災対策の強化

⑥交通・物流

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送基地の選定及び整備
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送基地の選定及び整備 ○ 生活必需品の確保体制の充実 ○ 電気、水、食料等の確保
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急物資輸送機能の確保
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ 物資、資機材の確保体制の充実
3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全対策

5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	<input type="radio"/> 緊急物資輸送機能の確保 <input type="radio"/> 国道・県道の整備促進
5-3 食料等の安定供給の停滞	<input type="radio"/> 生産基盤の整備
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<input type="radio"/> 緊急物資輸送機能の確保 <input type="radio"/> 幹線道路の整備
8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<input type="radio"/> 緊急物資輸送機能の確保 <input type="radio"/> 幹線道路の整備

⑦農林水産

リスクシナリオ	施策
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	<input type="radio"/> 港湾・漁港整備事業計画
5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	<input type="radio"/> 港湾・漁港整備事業計画
5-3 食料等の安定供給の停滞	<input type="radio"/> 漁業経営の安定・強化
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	<input type="radio"/> 水産基盤施設における防災対策の強化
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<input type="radio"/> ため池の老朽化等整備工事 <input type="radio"/> ほ場整備の促進
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<input type="radio"/> 生産基盤の整備・活用 <input type="radio"/> 赤土等流出問題の総合的対策 <input type="radio"/> 農業法人等が参入しやすい環境づくり

⑧村土保全

リスクシナリオ	施策
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	<input type="radio"/> 高潮等災害予防計画
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<input type="radio"/> 河川水統制又は河川改修に関する治水事業

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態	○ 地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策
7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生	○ 高潮等災害予防計画
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ 河川水統制又は河川改修に関する治水事業
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 無秩序な開発の抑制
8-4 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 高潮等災害予防計画 ○ 津波に強いむらの形成

⑨環境

リスクシナリオ	施策
2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	○ 物資、資機材の確保体制の充実
7-4 有害物質の大規模拡散・流出	○ 良好な河川環境の保全・創出 ○ 今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づく温室効果ガスの削減
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 災害廃棄物の処理

⑩村土利用

リスクシナリオ	施策
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 無秩序な開発の抑制 ○ 生産基盤の整備・活用 ○ 赤土等流出問題の総合的対策 ○ 農業法人等が参入しやすい環境づくり

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○ 地域防災力の向上
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○ 地域防災力の向上 ○ 自主防災組織の育成
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○ 地域防災力の向上
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○ 地域防災力の向上 ○ 孤立危険集落の孤立化等対策 ○ 自主防災組織の育成
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○ 避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	○ 地域アイデンティティの形成
8-2 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○ 地域防災力の向上 ○ 自主防災組織の育成 ○ 活動組織の育成 ○ 意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成

② 老朽化対策

リスクシナリオ	施策
1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保 ○ 老朽校舎の改善 ○ 社会福祉施設等における安全確保 ○ 不燃、耐風、耐震、耐水耐浪性建築

	<p>物の促進対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災的土地利用の推進 ○ 一般建築物の耐震性確保
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水施設等の整備及び老朽管の改良 ○ 水道施設の耐震化対策 ○ 上水道施設災害予防計画
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保 ○ 緊急物資輸送機能の確保
2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
3-3 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給の途絶	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配水施設等の整備及び老朽管の改良 ○ 施設の防災性の強化 ○ 水道施設の耐震化対策
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○ し尿及び浄化槽の維持管理の強化 ○ 合併処理浄化槽の普及促進 ○ 集落排水施設整備の検討
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化 ○ 公共施設の耐震性確保
7-3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○ ため池の老朽化等整備工事

8-3 基幹インフラの損壊により復旧・
復興が大幅に遅れる事態

- 老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化
- 公共施設の耐震性確保

第6章 計画推進の方策

6-1 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、今帰仁村防災会議を中心とした全庁的な体制の下、取組を進める。

また、地域強靱化を実効あるものとするために、村だけではなく、国、県、近隣自治体等の行政機関、村民、民間事業者等の関係者が連携・協力・調整し、強靱の取組を推進する。

6-2 計画の進捗管理

脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各課連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直して行く必要がある。

このため、各施策を実施するとともに、施策の進捗状況の把握等を行うこととし、施策等の点検・評価を行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

このような企画(Plan)・実施(Do)・評価(Check)・改善(Action)のPDCAサイクルを確立し、計画の効率的な推進を図る。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の内容の見直しを行うこととする。

なお、本村の「今帰仁村第四次総合計画後期基本計画」及び「今帰仁村地域防災計画」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については「今帰仁村第四次総合計画後期基本計画」及び「今帰仁村地域防災計画」のPDCAサイクルとの整合を図るものとする。

6-3 計画の見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する村の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る本村の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行う。

参考資料 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。

目標 1：大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（防災体制の強化）

○沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、近隣市町村における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤としての災害対策本部の機能強化や救急搬送の対応力を向上させる必要がある。

（災害時要援護者安全確保体制整備計画）

○避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップや災害時要援護者安全確保体制整備計画の作成等が重要である。

（地域防災力の向上）

○消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、村内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。

（自主防災組織の育成）

○今帰仁村は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

（消防力の強化）

○消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、村内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。

(緊急輸送基地の選定及び整備)

○緊急輸送機能を持つ施設の整備が求められる。

(うるおいある居住環境の創出)

○災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。

(避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底)

○災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)

○自然災害から村民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

(公共施設の耐震性確保)

○大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのあるホテル等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(老朽校舎の改善)

○大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのあるホテル等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(社会福祉施設等における安全確保)

○大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのあるホテル等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(不燃、耐風、耐震、耐水耐浪性建築物の促進対策)

○今帰仁村は、台風常襲地帯であること等の地域性から鉄筋コンクリート造の住

宅が多く、木造住宅と比較して耐震診断・改修費用が高く所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。

- 緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。

(防災的土地利用の推進)

- 近年、激甚化する自然災害の発生等を背景として、既成の住宅密集地等において防災上危険な区域の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による防災活動上の道路、公園等の都市基盤施設を防災の観点から整備を図る必要がある。
- 低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成、危険斜面の周辺等での開発行為等、防災に配慮した土地利用への誘導等が必要である。

(一般建築物の耐震性確保)

- 建築物及び敷地の安全性を確保し、大規模倒壊や道路等への倒壊の影響を防ぐ必要がある。

1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
-----	-------------------------

(防災体制の強化)(再掲)

- 沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、近隣市町村における相互応援による広域的支援体制の強化及び防災基盤としての災害対策本部の機能強化や救急搬送の対応力を向上させる必要がある。

(災害時要援護者安全確保体制整備計画)(再掲)

- 避難誘導體制の強化のため、各種災害の発生を想定したハザードマップや災害時要援護者安全確保体制整備計画の作成等が重要である。

(地域防災力の向上)(再掲)

- 地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、

大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

(自主防災組織の育成) (再掲)

○地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

(高潮等災害予防計画)

○沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川等のはん濫や高潮被害などが発生しており、自然災害から村民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や地震・津波対策、高潮対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

○台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない海岸保全施設については、施設の新設・改良等により防護機能を確保する必要がある。

(港湾・漁港整備事業計画)

○台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化が求められている。

1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
-----	-------------------------

(河川水統制又は河川改修に関する治水事業)

○沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川のはん濫などが発生しており、自然災害から県民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や治水対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

(津波に強いむらの形成)

○都市部における土地の高度利用等による雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除が出来ない地域がある。

(文化財災害予防対策)

- 文化財は長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日の世代に守り伝えられてきた貴重な国民的財産であるため、災害を予防し、適切に保全することが必要である。

1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり村土の脆弱性が高まる事態
-----	--

(地すべり、がけ崩れ等土砂災害防止対策)

- 沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川のはん濫や土砂災害などが発生しており、自然災害から村民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や治水・土砂災害対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。
- 土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。
- 季節風、潮風、飛砂等の被害から住宅、農地等を保全するための、防風保安林、潮害防備保安林の整備が求められている。

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
-----	-------------------------------

(地域防災力の向上)

- 地域内で情報伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、地域防災組織の拡充に着実に取り組む必要がある。

(危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備)

- 村民、観光客等への迅速な情報提供として、「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び村の防災行政無線の整備を促進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

目標 2 : 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
-----	-------------------------------------

(応援体制の強化)

○沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が県内で発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、近隣市町村における相互応援による広域的支援体制の強化が必要である。

(緊急輸送基地の選定及び整備)

○被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(生活必需品の確保体制の充実)

○被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(電気、水、食料等の確保)

○被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(配水施設等の整備及び老朽管の改良)

○島しょ県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。

○ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

(水道施設の耐震化対策)

○島しょ県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。

（水道事業による水の安定供給）

○ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

（上水道施設災害予防計画）

○ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
-----	----------------------

（地域防災力の向上）

○孤立化等に強い人づくりについては、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、村民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る必要がある。

（孤立危険集落の孤立化等対策）

○孤立化等に強い人づくりについては、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、村民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る必要がある。

（自主防災組織の育成）

○孤立化等に強い人づくりについては、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう、地域における防災力の向上として、村民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに自主防災組織の普及拡大等を図る必要がある。

（老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化）

○地震・津波により生命線となる港湾、漁港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、孤立化等に強い施設整備及び孤立化等に強い人づくりに取り組む必要がある。

○生活基盤を維持・強化及び孤立化等に強い施設整備などとして、道路、港湾など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(公共施設の耐震性確保)

○地震・津波により生命線となる港湾、漁港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、孤立化等に強い施設整備及び孤立化等に強い人づくりに取り組む必要がある。

○生活基盤を維持・強化及び孤立化等に強い施設整備などとして、道路、港湾など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(緊急物資輸送機能の確保)

○地震・津波により生命線となる港湾、漁港、道路及び通信施設が被災し、長時間、外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、孤立化等に強い施設整備及び孤立化等に強い人づくりに取り組む必要がある。

○生活基盤を維持・強化及び孤立化等に強い施設整備などとして、道路、港湾など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備)(再掲)

○村民、観光客等への迅速な情報提供として、「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム(Jアラート)及び村の防災行政無線の整備を促進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
-----	------------------------------------

(応援体制の強化)

○大規模災害時の救助・救急活動等において、県内の自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める必要がある。

(応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ)

○緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制を充実させる必要がある。

(自衛隊との連携の充実)

○緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制を充実させる必要がある。

(応援・受援の備え)

○大規模災害時の救助・救急活動等において、県内の自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める必要がある。

(消防力の強化)

○消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を回避するため、消防力の強化に着実に取り組む必要がある。

(防災・防火体制の強化及び意識の向上)

○本県は消防職員数、消防団員数及び自主防災組織率が全国と比較して低い水準にとどまっているため、様々な災害や救急事案に対応できる人材の養成が求められている。

(救急隊員の資質向上)

○本県は消防職員数、消防団員数及び自主防災組織率が全国と比較して低い水準にとどまっているため、様々な災害や救急事案に対応できる人材の養成が求められている。

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)

○大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(公共施設の耐震性確保)

○大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防

署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(避難場所及び避難経路の確保及び周知徹底)

- 地震や津波による災害に備え、公園等の避難場所の確保や要支援者への対応等、避難場所への避難経路を明確にし、その周知徹底を図るとともに、住民、観光客、外国人にも周知ができるよう、引き続き多言語表示化に取り組む必要がある。

2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
-----	--------------------------------

(物資、資機材の確保体制の充実)

- 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給が不足することのないよう、災害時における事業者等との連携強化、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
-----	---------------------------------------

(救急体制の強化)

- 島しょ県である沖縄においては、各医療圏毎に医療を取り巻く状況が異なり、特に離島・僻地においては、地域のみで十分な救急医療を提供できない場合があるため、沖縄本島の医療機関との救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。
- 災害時に医療機能が麻痺することのないよう、平時から医療提供体制の充実・高度化、医師・看護師等の確保と資質向上に取り組む必要があるが、沖縄県の人口あたりの医師数は、全国平均を上回っているものの、圏域や診療科ごとの医師の偏在がある状況であり、安定的な医師確保が課題となっている。
- 災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師、業務調整員から成るDMAT（災害派遣医療チーム）の養成と、災害医療に係る総合的な情報収集等を行うための広域災害救急医療情報システムの運用を行う必要がある。

（広域災害・救急医療情報システムの整備）

- 災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師、業務調整員から成るDMAT（災害派遣医療チーム）の養成と、災害医療に係る総合的な情報収集等を行うための広域災害救急医療情報システムの運用を行う必要がある。

（老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化）（再掲）

- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

（公共施設の耐震性確保）（再掲）

- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
-----	----------------------

（健康づくりの充実）

- 感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、村民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。

（健康相談の充実）

- 疾病に対する予防対策として、健康管理や疾病に関する健康相談・訪問指導を充実し、生活習慣病等の予防、早期発見・早期治療が重要である。

目標 3：必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

(防犯体制の強化)

- 村民を様々な事件・事故等から守るとともに、災害時に警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、平時から地域安全対策の推進に着実に取り組む必要がある。

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)(再掲)

- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(公共施設の耐震性確保)(再掲)

- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(交通安全対策)

- 災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備に取り組む必要があり、交通安全対策として、交通安全施設の整備に加えて老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の更新について充実強化する必要がある。

3-3 村の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)(再掲)

- 大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(公共施設の耐震性確保)(再掲)

○大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる庁舎、病院、警察署、消防署、学校の体育館、社会福祉施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要がある。

(総合防災訓練の実施)

○災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する必要がある。

(災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実)

○大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、災害対策本部等に必要なマルチスクリーン等の映像表示システムや通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る必要がある。

(災害情報の収集・伝達体制の充実)

○大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、災害対策本部等に必要なマルチスクリーン等の映像表示システムや通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る必要がある。

目標 4 : 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
-----	------------------------

(通信施設災害予防計画)

- 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、県庁、北部・中部・南部・宮古・八重山合同庁舎及び各市町村庁舎等を結ぶ総合行政情報通信ネットワーク（県防災行政無線）を運用しているが、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
-----	------------------------------------

(危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備)

- テレビやラジオや中断した際にも、村民等への情報提供ができるよう、「沖縄県防災情報システム」の拡充強化、全国瞬時情報システム（Jアラート）及び村の行政無線の整備を促進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

目標5：経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下

（老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化）

○サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、道路、港湾などの公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

（公共施設の耐震性確保）

○サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、道路、港湾などの公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

（緊急物資輸送機能の確保）

○サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、道路、港湾などの公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

（港湾・漁港整備事業計画）

○港湾は物流輸送の大部分を支える産業基盤であることから、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、物流を支える港湾の整備に平時から取り組む必要がある。

（国道・県道の整備促進）

○産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるとともに、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、陸上交通基盤等の整備に平時から取り組む必要がある。

○道路は村民生活や経済活動を支える上で重要な役割を果たしているが、広域交流拠点と各圏域拠点間の有機的な連結が実現しておらず、交通渋滞が慢性化し

ている状況であることから、体系的な幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。

5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
-----	----------------------------------

(事業者における防災対策の強化)

○災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から供給する民間事業者が主体となって安定したエネルギーの確保に取り組む必要があるが、沖縄県は、供給系統が独立していることから、供給コストの削減等に取り組み、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。

5-3	食料等の安定供給の停滞
-----	-------------

(生産基盤の整備、漁業経営の安定・強化)

○亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るとともに、災害時に食料等の安定供給の停滞等、農林水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備・保全を推進する必要がある、このため、沖縄の特性に応じた農林水産業生産基盤の整備に取り組む必要がある。

目標6：ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
--

6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
------------	---

（事業者における防災対策の強化）

- 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、供給する民間事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給、安定したエネルギーの確保等に着実に取り組む必要がある。

6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給の途絶
------------	--

（配水施設等の整備及び老朽管の改良）（再掲）

- 島しょ県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。
- ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

（施設の防災性の強化）

- 島しょ県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。

（水道施設の耐震化対策）（再掲）

- 島しょ県である本県において上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。

（水道事業による水の安定供給）（再掲）

- ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要を確保するための施設整備や老朽化した

施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
-----	---------------------

(し尿及び浄化槽の維持管理の強化、合併処理浄化槽の普及促進、集落排水施設整備の検討)

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む必要がある。

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
-----	-------------------

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、道路、港湾など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(公共施設の耐震性確保)

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、道路、港湾など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(緊急物資輸送機能の確保)

- 生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することなどのないよう、道路、港湾など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(幹線道路の整備)

- 島しょ地域である沖縄県の各地域の特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することのないよう、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に平時から取り組む。
- 交通・輸送基盤の整備については、数多くの島々で構成され、本土から遠距離にある本県の地理的条件を克服し、県民生活の向上、魅力あるまちづくり及び

産業・経済の発展を実現するため、地域特性に応じた陸・海・空の各交通施策を効率的かつ機能的に実施し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図る。

目標 7：制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
-----	---

(居住環境の整備、避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置)

- 災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。
- 緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。

7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
-----	------------------

(水産基盤施設における防災対策の強化)

- 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、漁港など水産基盤施設におけるハザードマップ作成等の防災対策支援、耐震化対策等に取り組む必要がある。

(高潮等災害予防計画)

- 臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、高潮等対策に着実に取り組む必要がある。

7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
-----	-------------------------------------

(河川水統制又は河川改修に関する治水事業)

- 自然災害に対する機能強化のため、河川等における老朽化対策・長寿命化対策に取り組む必要がある。

(ため池の老朽化等整備工事)

- 老朽化による決壊等の恐れのあるかんがい用ため池の改修や風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所における土留め及び擁壁等の新設・改修を行い、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る必要がある。

(ほ場整備の促進)

- 農林水産業の振興を図るとともに、自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う必要がある。

7-4	有害物質の大規模拡散・流出
-----	---------------

(良好な河川環境の保全・創出、集落排水施設整備の検討、今帰仁村地球温暖化防止実行計画に基づく温室効果ガスの削減)

- 野生生物にとって住みよい環境や村民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から大気汚染対策に取り組む必要がある。

7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
-----	-------------------

(無秩序な開発の抑制)

- 森林の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、森林・林業生産基盤の整備に取り組む必要があるが、本島北部の森林率は64%と県全域の47%に比較して高く、木材生産及び水土保持等、公益的機能の高度発揮のための、森林の適正な整備及び保全・管理が求められている。

(生産基盤の整備・活用)

- 農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む必要がある。

(赤土等流出問題の総合的対策)

- 農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む必要がある。

(農業法人等が参入しやすい環境づくり)

- 農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時に被害が拡大することのないよう、耕作放棄地発生防止の対策に取り組む必要がある。

(地域アイデンティティの形成)

- 農地が荒廃することのないよう、農林水産業の基盤である集落の活性化を図る必要があるが、農家の高齢化、後継者不足等により集落の活力低下が懸念され、集落環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
-----	----------------------

(危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備)

- 災害発生時、被災地内外に正しい情報を発信するため、「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び村の防災行政無線の整備を促進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。

目標 8 : 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

(災害廃棄物の処理)

- 大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがある。災害廃棄物の処理主体は村であるため、災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した村の災害廃棄物処理計画が必要である。

8-2	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-------------------------------------

(地域防災力の向上)

- 地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図る必要があるが、今帰仁村は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。

(自主防災組織の育成)

- 地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図る必要があるが、今帰仁村は、地域防災の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。

- 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める必要があるが、若者の都市部への流出により地域の担い手が不足し、全国的に地域活力の停滞が問題となっている。

- 地域の持続的な活性化に向けては、地域の良さを再認識し、地域の様々な魅力ある資源を具体的な事業に結びつけ、地域活動の広がりをとおして、地域の活性化を主導できる人材が求められている。

(活動組織の育成)

- 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める必要があるが、若者の都市部への流出により地域の担い手が不足し、全国的に地域活力の停滞が問題となっている。

○地域の持続的な活性化に向けては、地域の良さを再認識し、地域の様々な魅力ある資源を具体的な事業に結びつけ、地域活動の広がりをとおして、地域の活性化を主導できる人材が求められている。

(意欲ある経営感覚に優れた担い手の育成)

○農山村等の活性化を図る必要があるが、農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。

(防犯体制の強化)

○治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域安全対策の推進に着実に取り組む必要がある。

8-3	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	-----------------------------------

(老朽化した公共施設等の建替え・改修・耐震化)

○生活基盤の機能維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、道路、港湾など基幹インフラとなる公共施設の耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(公共施設の耐震性確保)

○生活基盤の機能維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、道路、港湾など基幹インフラとなる公共施設の耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(緊急物資輸送機能の確保)

○生活基盤の機能維持・強化を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、道路、港湾など基幹インフラとなる公共施設の耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。

(幹線道路の整備)

○地域の特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に着実に取り組む必要がある。

8-4	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	---

(高潮等災害予防計画、津波に強いむらの形成)

○広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、高潮等対策、都市の浸水対策等に着実に取り組む必要がある。